



## 市内事業所等の健康経営の普及促進及び健康づくり推進の ための食と健康と情報に係る連携と協力に関する協定書

江別市（以下「甲」という。）、北海道情報大学（以下「乙」という。）及び江別工業団地協同組合（以下「丙」という。）は、丙に加盟する企業及び団体（以下「企業等」という。）への健康経営の普及促進及び健康づくりを推進するため、食と健康、情報に関する技術を基盤として、相互に連携・協力のうえ、協働事業に取り組むこととし、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互に連携・協力し、企業等への健康経営の普及促進及び健康づくりの推進に取り組み、企業等の従業員の健康寿命延伸を図るとともに、活力増進や生産性向上等へつなげることを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携・協力するものとする。

- （1）企業等への健康経営の普及促進に関する事
- （2）企業等の従業員の健康づくりの推進に関する事
- （3）企業等の従業員の予防医療の推進に関する事
- （4）健康調査及び食の臨床試験に係る研究の推進等に関する事
- （5）情報技術を活用した研究の推進等に関する事
- （6）地域貢献のための研究成果の普及に関する事
- （7）情報の共有及び相互発信等に関する事
- （8）その他、甲、乙及び丙が協議のうえ必要と認める事

### （協議）

第3条 甲、乙又は丙は、前条各号に掲げる事項を効果的、効率的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。なお、具体的な実施事項については、甲、乙及び丙の合意のうえ決定する。

### （協定の変更）

第4条 甲、乙又は丙のいずれかから、協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

### （協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とする。なお、期間満了の日の1か月前までに、甲、乙又は丙により書面による特段の申し出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲、乙又は丙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって申し出るにより、本協定を解約できるものとする。

### （守秘義務）

第6条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく事業を実施するにあたり、知り得た情報について、第三者に開示、又は漏らしてはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

### （個人情報の保護）

第7条 甲、乙及び丙は、個人情報の保護に関する法令を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を取り扱わなければならない。

### （その他）

第8条 本協定に定めのない事項、又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙及び丙が協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙において署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和6年11月20日

甲 北海道江別市高砂町6番地  
江別市

市長

後藤 好人

乙 北海道江別市西野幌59番2  
北海道情報大学

学長

西平 順

丙 北海道江別市工業町15番地の1  
江別工業団地協同組合

理事長

杉野 邦彦